

○松本市多面的機能支払交付金事務委託支援補助金交付要綱

令和7年3月21日

告示第143号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産省事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第5に規定する広域活動組織又は活動組織（以下これらを「活動組織」という。）の体制強化を推進し、活動の継続及び充実を図るため、多面的機能支払交付金に係る事務の委託に要する経費に対し、予算の範囲内で松本市多面的機能支払交付金事務委託支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、活動組織のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 実施要綱別紙1の第4の1に規定する活動を実施していること。
- (2) 実施要綱別紙2の第4の1に規定する活動を実施していること。
- (3) 実施要綱別紙2の第4の2に規定する活動を実施していること。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|--------------------------|----------------|-------|
| 多面的機能支払交付金に係る事務の委託に要する経費 | 補助対象経費の10分の6以内 | 60万円 |

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要（別記様式）
- (2) 見積書
- (3) 委託内容が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要（別記様式）
- (2) 収支決算書
- (3) 契約書の写し
- (4) 活動記録関係資料、総会資料、実施区域位置図等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

